

建設工事における中間前金払制度について

平成28年4月

京丹後市財務部入札契約課

(TEL 0772-69-0170)

京丹後市では、平成22年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行った建設工事について、中間前金払制度を導入しております。

1 中間前金払とは

既に前払金（請負代金額の40%以内）として支払いをした建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として請負代金額の20%を超えない範囲内の前払金を追加で支払うものです。

中間前払金は、部分払に比べ手続きが簡素化・迅速化され、工事代金の支払までの期間が短くなります。

2 対象となる工事

1件の請負代金額が500万円以上の建設工事で、当初の前金払を実施しているものを対象とします。

3 中間前金払ができる要件

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

※ 当初の前払金と同様に、保証事業会社の保証が必要です。

4 中間前払金の金額

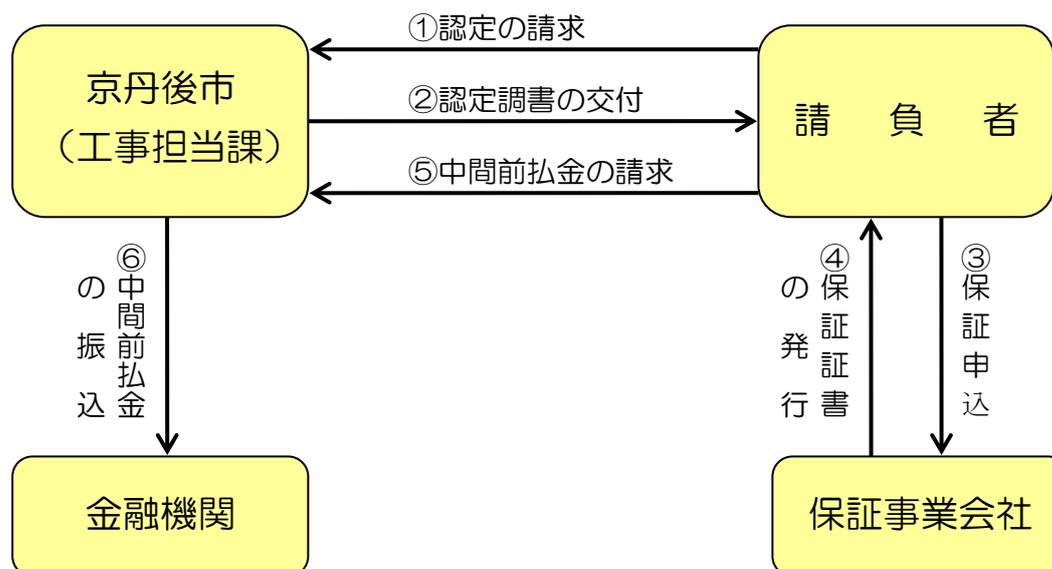
請負代金額の10分の2以内の額とします。ただし、当初の支払をした前払金と中間前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えることはできません。

5 中間前払金と部分払の併用

中間前払金と部分払の併用は可能とします。ただし、部分払後は、中間前払金の請求を行うことはできませんのでご注意ください。

6 中間前払金の請求手続

中間前払金の請求手続きは、次のとおりです。

**① 認定の請求**

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、「中間前払金認定請求書」に「工事履行報告書」を添付して、京丹後市の工事担当課（以下「工事担当課」といいます。）に提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。

② 認定調書の交付

請負者から「中間前払金認定請求書」の提出があったときは、工事担当課は、提出された「工事履行報告書」等により、中間前払金ができる要件を満たしているかどうかの調査を行い、要件を満たしている場合は、「中間前払金認定調書」を請負者に交付します。

※ 「工事履行報告書」に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めることがあります。また、その他必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

③ 保証申込

請負者は、「中間前払金認定調書」を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みを行ってください。

④ 保証証書の発行

請負者に対し、保証事業会社から中間前払金保証証書が発行されます。

⑤ 中間前払金の請求

請負者は、「公共工事中間前払金請求書」に中間前払金保証証書を添えて、工事担当課へ提出してください。

⑥ 中間前払金の振込

請負者の前払金専用口座に中間前払金の振込みを行います。

7 その他

- (1) 平成28年3月末までに契約の締結を行った建設工事については、従前の例によります。
- (2) 中間前払金の請求に必要な書類は、京丹後市ホームページ「入札・契約情報」コーナーからダウンロードできます。（<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/somu/nyusatsu/1/8/2847.html>）

)